

## 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題 136 「平成 23 年度全国母子世帯等調査」(厚生労働省)による母子世帯等の状況に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 母子世帯になった理由は、離婚等の生別より死別の方が多い。
- 2 母子世帯の母は、就業している者より就業していない者の方が多い。
- 3 平均年間収入は、父子世帯より母子世帯の方が多い。
- 4 世帯数は、父子世帯より母子世帯の方が多い。
- 5 離婚した父親からの養育費を受けていない母子世帯より受けている世帯の方が多い。

問題 137 次の各法令などが対象とする「児童」として、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 児童扶養手当法では、「児童」を 16 歳未満の者と定めている。
- 2 母子及び寡婦福祉法(現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法)では、「児童」を 18 歳未満の者と定めている。
- 3 児童手当法では、「児童」を 16 歳未満の者と定めている。
- 4 児童の権利に関する条約では、「児童」を 16 歳未満の者と定めている。
- 5 児童虐待の防止等に関する法律では、「児童」を 18 歳未満の者と定めている。

**問題 138 社会的養護に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。**

- 1 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う事業である。
- 2 民法上の扶養義務を有する親族は、里親になることはできない。
- 3 市町村に設置される要保護児童対策地域協議会は、主として児童及びその家族について必要な調査及び指導を行う。
- 4 児童発達支援センターは、虐待を受けた児童などを入所させる施設である。
- 5 児童養護施設は、保護者のいる児童を入所させることはできない。

**問題 139 事例を読んで、児童相談所の児童福祉司が利用を勧める施設又は事業として、最も適切なものを1つ選びなさい。**

**[事例]**

Hさん夫妻は、長年の希望であった里子を養育することになった。里子のJ男(4歳)は、Hさんの家に来てから、1か月ほどは言うことを聞く手のかからない子どもであったが、2ヶ月を過ぎるころから夜ひとりで寝られなくなったり、夜尿も頻繁に起きるようになった。しかし、児童相談所からは、J男には、病気の診断や障害の判定はなされていないと言われた。児童相談所は自宅から1時間以上かかる遠いところにあるため、子どもを育てた経験のないHさんはとても心細く不安である。身近な地域で子育て情報や、話し相手、子育て仲間がほしいと思っている。

- 1 子育て短期支援事業
- 2 地域子育て支援拠点事業
- 3 児童発達支援センター
- 4 婦人相談所
- 5 配偶者暴力相談支援センター

**問題 140** ひとり親家庭への支援施策に関する次の記述のうち、正しいものを 1つ選びなさい。

- 1 母子生活支援施設は、父子家庭も利用できる。
- 2 母子・父子自立支援員は、社会福祉士の資格が要件となっている。
- 3 母子及び寡婦福祉法(現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法)は、1980 年代に父子家庭を対象に含めた。
- 4 児童扶養手当は、父子家庭も対象にしている。
- 5 母子及び寡婦福祉法(現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法)が定める自立促進計画は事業主がつくる計画である。

**問題 141** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する次の記述のうち、正しいものを 1つ選びなさい。

- 1 この法律では、障害児を 18 歳未満と規定している。
- 2 特別児童扶養手当の支給額は、1 家庭に 2 人以上の障害児がいる場合は減額される。
- 3 特別児童扶養手当の支給額は、障害等級が 1 級に該当する場合には高く設定されている。
- 4 障害児福祉手当は、障害児入所施設などに入所をしている児童に対して支給される。
- 5 障害児福祉手当は、重度障害児を監護する父もしくは母又はその養育者に対して支給される。

問題 142 事例を読んで、次の記述のうち、児童相談所の対応として、適切なものを1つ選びなさい。

[事 例]

少年K(13歳)は、中学校にもほとんど登校しておらず、以前からグループリーダーとして万引きや年少者への暴力行為などで何回も通報されていた。今回、夜中に繁華街をグループで徘徊しているところを警察官に補導され、児童相談所に通告された。少年Kの家庭は父子家庭で、父親は病弱なため、ほとんど少年Kの日常的な養育を放棄していた。児童相談所は、家庭での養育環境が不適切であると判断し、児童自立支援施設への入所が適切であると判定した。しかし、父親が少年Kの施設入所に同意しなかった。

- 1 施設入所について家庭裁判所の承認を求める。
- 2 警察に少年Kの監視を依頼する。
- 3 要保護児童対策地域協議会での検討にゆだねる。
- 4 児童委員に家庭の調査を委嘱する。
- 5 福祉事務所に対応をゆだねる。